

高知大学次世代地域創造センター利用規則

平成30年9月19日
規則第41号

最終改正 令和3年10月6日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学次世代地域創造センター規則第16条の規定に基づき、高知大学次世代地域創造センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用の原則)

第2条 センターの利用は、民間機関等との共同研究、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、レンタルラボラトリー及びレンタルオフィス等の機能、社会との連携に資するため、センターが必要と認めるものとする。

(利用者の資格)

第3条 センターを利用することができる機関及び者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の職員及び学生
- (2) 共同研究を行う民間機関等
- (3) その他センター長が特に必要と認めた機関及び者

(利用の手続)

第4条 センターを利用しようとする者は、所定の利用申請書（別紙様式第1号又は第2号）をセンター長に提出し、利用の承認を受けなければならない。

2 センター長は、前項の申請を承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。前項の承認の期間は、当該年度とする。ただし、必要があると認めるときは、年度を超えて承認することができる。

(変更の届出及び承認)

第5条 センターの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、利用申請書に記載した事項について変更しようとするとき、又は変更を生じたときは、速やかに再申請し、承認を受けなければならない。

(利用の報告)

第6条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求めることができる。

(立入り)

第7条 センター長は、センターの管理上必要があるとき、又は緊急の必要があるときは、利用の室に立ち入り、必要な措置を講じることができる。

(規則等の遵守)

第8条 利用者は、この規則及び利用承認条件等を遵守しなければならない。

- 2 センター長は、利用者が前項に違反し、又はセンターの運営に支障を与えるおそれがある場合は、利用の承認を取り消すことができる。

(利用料)

第9条 センター長は、利用者から利用料を徴収することができる。

- 2 利用料は、前納とし、既納の利用料は、原則として返還しない。
- 3 第1項の利用料については、センター長が別に定める。

(費用の負担)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 研究機器・備品の搬入及び撤去に要する費用
- (2) 廃棄物、廃液等の保管及び処理に要する費用その他環境衛生の維持に要する費用
- (3) その他利用者の負担とすべき費用

(安全衛生管理)

第11条 利用者は、安全及び衛生のために必要な措置をとらなければならない。

(施設の保全義務)

第12条 利用者は、善良な管理者の注意をもってセンターを利用しなければならない。

- 2 利用者は、実験室等の模様替え、改造その他現状を変更してはならない。ただし、事前にセンター長の承認を得た場合は、この限りでない。
- 3 利用者は、利用承認の取消しがされたとき、又は利用期間が満了したときは、原状に回復し、センター長の確認を受けなければならない。

(機器の搬入等)

第13条 利用者は、研究等に必要な機器類等を搬入しようとするときは、所定の申請書(別紙様式第3号)をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

(損害の賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により建物又は設備を破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、高知大学地域連携推進センター利用規則の規定に

より、施行日以降の日を終期とする期間について現に利用の承認を受けている者については、この規則の規定により当該期間について利用の承認を受けた者とみなす。

附 則（平成31年4月26日規則第13号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年10月6日規則第41号）

この規則は、令和3年10月6日から施行する。

次世代地域創造センター利用申請書（新規・継続）

年 月 日

高知大学次世代地域創造センター長 殿

申請者（代表者・職名）

住所（所属）

連絡先・電話番号

下記のとおり、次世代地域創造センターを共同研究のため利用したいので、申請します。なお、利用にあたっては、高知大学次世代地域創造センター利用規則等を遵守し、同センター長の指示に従うことを確約します。

記

研究課題					
利用の概要					
利用予定期間	年 月 日～ 年 月 日（年度をまたがった申請は出来ません。）				
利用予定室名					
学内共同研究者 又は利用者	所属部局	職名	氏名	連絡先 (TEL)	
	1				
	2				
	3				
	4				
民間機関等 共同研究者 又は利用者	機関所在地	機関名	所属・職名	氏名	連絡先 (TEL)
	1				
	2				
	3				
持ち込み 設備・ 機械・ 測定器等	設備名	数量	希望する搬入日時		
	1		年	月	日 時
	2		年	月	日 時
	3		年	月	日 時
利用する センター 設備・機械・ 測定器等	設備名				
	1				
	2				
	3				
センター 専用欄	利用承認： 許可 不許可 （理由： ） 年 月 日 高知大学次世代地域創造センター長				

次世代地域創造センター利用申請書（新規・継続）

年 月 日

高知大学次世代地域創造センター長 殿

申請者（代表者・職名）

住所（所属）

連絡先・電話番号

下記のとおり、次世代地域創造センターを利用したいので、申請します。なお、利用にあたっては、高知大学次世代地域創造センター利用規則等を遵守し、同センター長の指示に従うことを確約します。

記

推 薦 者 (所属 職名 氏名)		
利 用 目 的		
研 究 課 題		
利 用 の 概 要		
利用者の氏名等	氏 名	所 属 ・ 職 名 等
利 用 期 間 等	期 間： 年 月 日～ 年 月 日 曜 日：毎日、月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 時 間 帯： 時 分 ～ 時 分	
利用施設(機器)等		
搬入予定の試料明細 及び数量等		
備 考 (関係書類)		
センター専用欄	利用承認：許可 不許可 (理由：) 年 月 日 高知大学次世代地域創造センター長	

機 器 等 搬 入 申 請 書

年 月 日

高知大学次世代地域創造センター長 殿

申請者（代表者・職名）

住所（所属）

連絡先・電話番号

下記の機器等を高知大学次世代地域創造センターに搬入したいので、申請します。

記

搬入目的	
搬入実験室等名	
搬入予定日時	年 月 日 時
搬入機器等名	
規格	
寸法	幅 mm ・ 高 mm ・ 行 mm
重量	
消費電力	電圧 V ・ 電流 A
搬出予定日	年 月 日
備考 （関係書類）	
セ ン タ ー 専 用 欄	利用承認： 許可 不許可 （理由： ） 年 月 日 高知大学次世代地域創造センター長

（注）この申請書は搬入機器等ごとに提出してください。